

## 議会定数・選挙区の現況について

### 1 全国から見た本県の状況

#### (1) 議員 1 人当たりの人口

議員 1 人当たりの人口は、46,315 人で、全国で 11 番目に多く、政令市等のある都道府県を除くと全国第 1 位

人口 2,917,857 人 ÷ 定数 63 人 = 46,315 人

(H27 国勢調査(速報値), 全国第 11 位)

※ 平成 22 年国勢調査: 47,139 人 (全国第 11 位)

#### 【参考】

広島県: 44,453 人, 福島県: 32,993 人, 栃木県: 39,493 人, 群馬県: 39,470 人

#### (2) 1 人区数

1 人区数は、22 選挙区 (県選挙区数 36) で、全国で 4 番目に多い。

(大阪府: 31, 埼玉県: 27, 愛知県: 25)

#### 【参考】

広島県: 8 選挙区, 福島県: 7 選挙区, 栃木県: 4 選挙区, 群馬県: 7 選挙区

#### (3) 最大較差

最大較差は、2.90 倍 (牛久市)で、全国で 5 番目に大きい (全国平均 2.18)。

選挙区議員 1 人当たりの人口 84,454 人 ÷ 29,105 人 = 2.90 倍

(最大: 牛久市) (最少: 潮来市)

※ 平成 22 年国勢調査: 2.68 倍 (牛久市) (全国第 4 位, 全国平均 2.08)

#### 【参考】

広島県: 2.36 倍, 福島県: 2.03 倍, 栃木県: 1.87 倍, 群馬県: 2.56 倍

#### (4) 逆転現象選挙区

逆転現象選挙区は、10 通りで、全国で 3 番目に多い (全国 18 都道府県で有り)。

(北海道: 21 通り, 東京都: 13 通り)

選挙区(定数)	H27 人口	選挙区(定数)	H27 人口
つくば市(4)	227,029 人	日立市(5)	185,149 人
龍ヶ崎市(1)	78,368 人	石岡市(2)	76,030 人
牛久市(1)	84,454 人	常陸太田市(2)	70,470 人
		笠間市(2)	76,766 人
		鉾田市(2)	65,047 人
鹿嶋市(1)	67,885 人	鉾田市(2)	65,047 人

※ 平成 22 年国勢調査: 9 通り (全国第 3 位)

#### 【参考】

広島県: 1 通り, 福島県・栃木県・群馬県: なし

(5) 議員報酬（平成 27 年 4 月 1 日現在）

議員報酬は、条例本則月額 850,000 円から 100,000 円削減し 750,000 円で、全国で 6 番目に少ない。

【参考】

広島県：855,950 円，福島県：788,500 円，栃木県・群馬県：830,000 円

2 定数改正の経緯

年月（適用一般選挙年）	定数	主な理由
昭和 56 年 12 月（昭和 57 年）	65 人	現条例制定
昭和 61 年 3 月（昭和 61 年）	66 人	取手市 +1 人（S60 国勢調査結果による増） ※人口増の著しい地域に配当
平成 13 年 12 月（平成 14 年）	65 人	久慈郡 △1 人（H12 国勢調査結果による減） ※久慈郡⇄龍ヶ崎市：3.33 倍
平成 24 年 12 月（平成 26 年）	63 人	鉾田市 +1 人，水戸市 △1 人，筑西市 △1 人， 東茨城郡南部 △1 人（H22 国勢調査結果による増減） ※鉾田市：大洗町合区，水戸市・筑西市：人口減， 東茨城郡：茨城町単独（大洗町分離）

3 公職選挙法の改正（平成 25 年 12 月） ※ 都道府県議会議員の選挙区

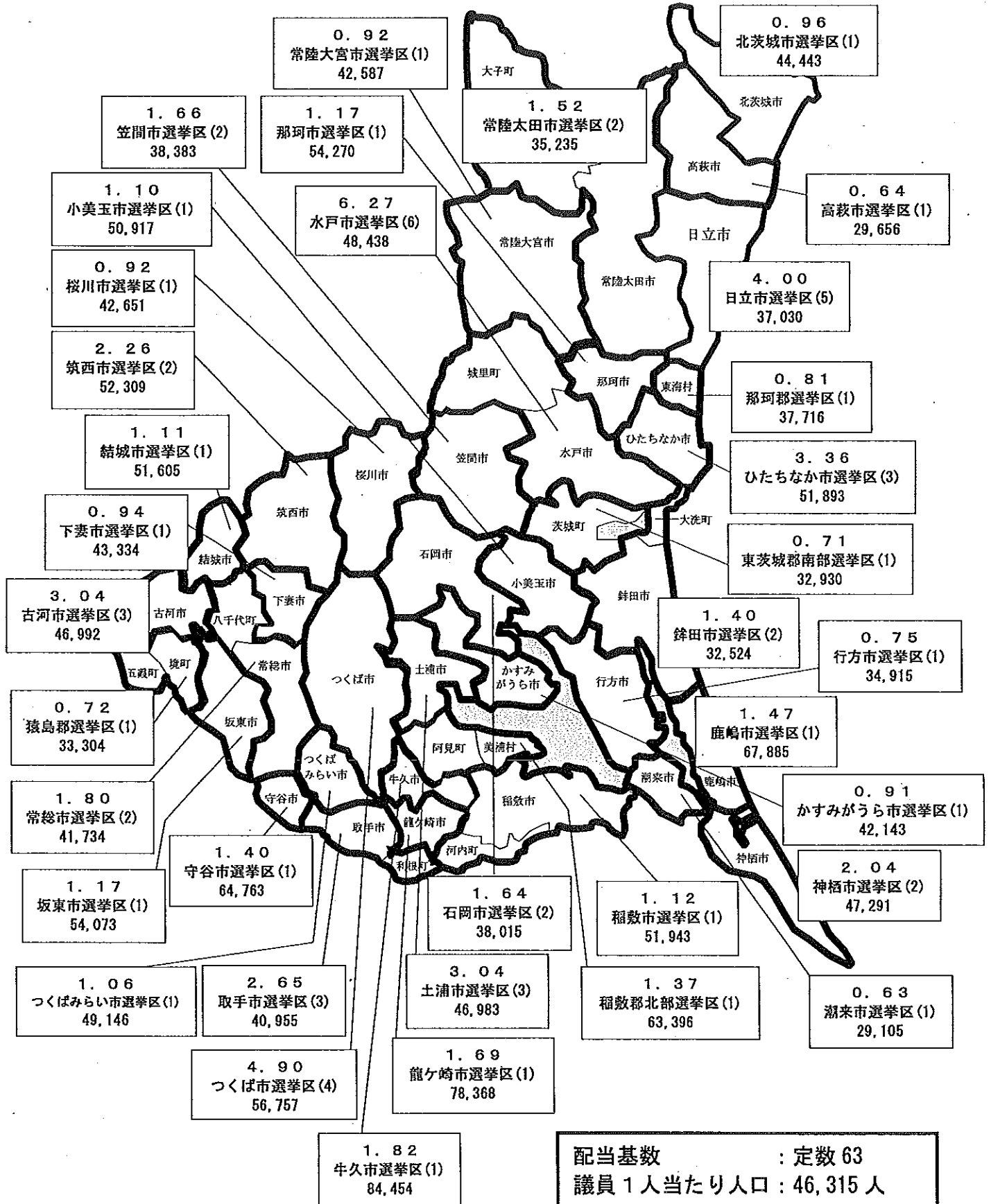
	改正後	改正前
原則 （§ 15①）	① 1 の市の区域 ② 1 の市の区域と隣接する町村の区域と合わせた区域 ③ 隣接する町村の区域を合わせた区域	郡市の区域
強制合区 （§ 15②）	・選挙区（①～③）の人口：議員 1 人当たりの人口の半数以上になるようにしなければならない。（ <u>配当基数：0.5 以上</u> ） ・1 の市の区域の人口が議員 1 人当たりの人口の半数以上に達しないとき。 （ <u>配当基数：0.5 未満</u> ） → 隣接の市町村の区域と合区	・郡市の区域の人口が議員 1 人当たりの人口の半数に達しないとき。 （ <u>配当基数：0.5 未満</u> ） → 隣接する郡市の区域と合区
任意合区 （§ 15③）	・1 の市の区域の人口が議員 1 人当たりの人口の半数以上で議員 1 人当たりの人口に達しないとき。（ <u>配当基数：0.5 以上 1 未満</u> ） → 隣接する市町村と合区することができる。	・郡市の区域の人口が議員 1 人当たりの人口の半数以上で議員 1 人当たりの人口に達しないとき。（ <u>配当基数：0.5 以上 1 未満</u> ） → 隣接する郡市の区域と合区することができる。
（§ 15④）	・1 の町村の区域の人口が議員 1 人当たりの人口の半数以上であるとき。 （ <u>配当基数：0.5 以上</u> ） → 当該町村の区域をもって 1 選挙区とすることができる。	

# 県議会議員の選挙区図 (平成 27 年国勢調査速報値)

凡例：  
 配当基数(小数点第3位を四捨五入)  
 選挙区名(定数)  
 議員1人当たり人口

※配当基数 = 選挙区人口 ÷ 46,315 人

(議員1人当たりの人口 : 2,917,857 ÷ 63)



配当基数 : 定数 63  
 議員1人当たり人口 : 46,315 人

#### 4 関係法令

##### (1) 地方自治法

都道府県の議会の議員の定数は、条例で定める。(第90条第1項)

##### (2) 茨城県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例

茨城県議会議員の定数は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第90条第1項の規定により、63人とする。(第1条)

##### (3) 公職選挙法

各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。(第15条第8項)

##### (4) 公職選挙法施行令

法及びこの政令における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。ただし、官報公示の人口の調査期日以後において都道府県、郡又は市町村の境界に変更があった場合においては、地方自治法施行令第176条又は第177条の規定によって都道府県知事が告示した人口による。

(第144条)

#### 5 議員定数関係最高裁判決

##### (1) 最高裁判所大法廷判決：平成27年11月25日(平成26年12月施行衆議院議員選挙無効事件)

選挙人数が最も少ない選挙区(宮城県第5区)と選挙人数が最も多い選挙区(東京都第1区)の格差は1対2.129であり、その他12選挙区で2倍以上〔違憲状態〕

##### (2) 最高裁判所小法廷判決：平成24年11月8日(平成23年4月施行新潟県議会議員選挙無効事件)

※ 1票の格差

◇佐渡市選挙区：新潟市港南区選挙区＝1：2.213

◇佐渡市選挙区：新潟市東区選挙区＝1：2.202〔違憲・違法ではない〕

※ 別添参照

最高裁判所大法廷判決：平成27年11月25日

(平成26年12月施行衆議院議員選挙無効事件)

※選挙人数が最も少ない選挙区(宮城県第5区)と選挙人数が最も多い選挙区(東京都第1区)の較差は1対2.129であり、その他12選挙区で2倍以上〔違憲状態〕

- ・本件選挙時において、本件区割規定の定める本件区割り、前回の平成24年選挙時と同様に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったものであるが、憲法上要求される合理的期間内における是正がなされなかったとはいえず、本件区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということはできない。

最高裁判所小法廷判決：平成24年11月8日

(平成23年4月10日施行新潟県議会議員選挙無効事件)

※1票の格差

◇佐渡市選挙区：新潟市港南区選挙区＝1：2.213

◇佐渡市選挙区：新潟市東区選挙区＝1：2.202

人口比と異なる配分(公選法15条8項ただし書き適用)

◇上越市選挙区 +1, 五泉市東蒲原郡選挙区 +1, 佐渡市選挙区 +1

◇新潟市東区選挙区 ▲1, 新潟市中央区選挙区 ▲1, 新潟市西区選挙区 ▲1

〔違憲・違法ではない〕

・選挙区の議員定数配分は人口比例を最も重要かつ基本的な基準とすべきであるが、議会は地域間の均衡を考慮した修正を加えて選挙区別の定数を決定する裁量権を有することは明らかである。しかし、その不平等が、一般的に合理性を有するものとは考えられない程度に達しているときは、それを正当化すべき特別の理由がない限り違法である。上記選挙区は、新潟県内でも最も人口密度の高い地域や過疎地域に指定されていることなどに鑑みると、1票の較差が一般的に合理性を有するものと考えられない程度に達しているとは言い難いから、公選法15条8項ただし書きに違反しているとはいえない。

・都道府県の議会の選挙区は、※郡市の区域によるとされていることから、配当基数に基づいて定数を配分しても、1票の較差がある程度(1人区では、3倍程度の較差はあり得る。)生じることが、制度上、やむを得ないものであり、格差が2倍を超えるというだけで、憲法14条、公職選挙法15条8項に違反するということとはできない。(以上東京高裁判決)

※現在は市町村の区域

・以上の東京高裁の判断について上告がなされたが、最高裁は憲法14条等に違反することはないと判決した。